



京都府 府有林J-クレジット販売の御案内

京都府農林水産部林業振興課

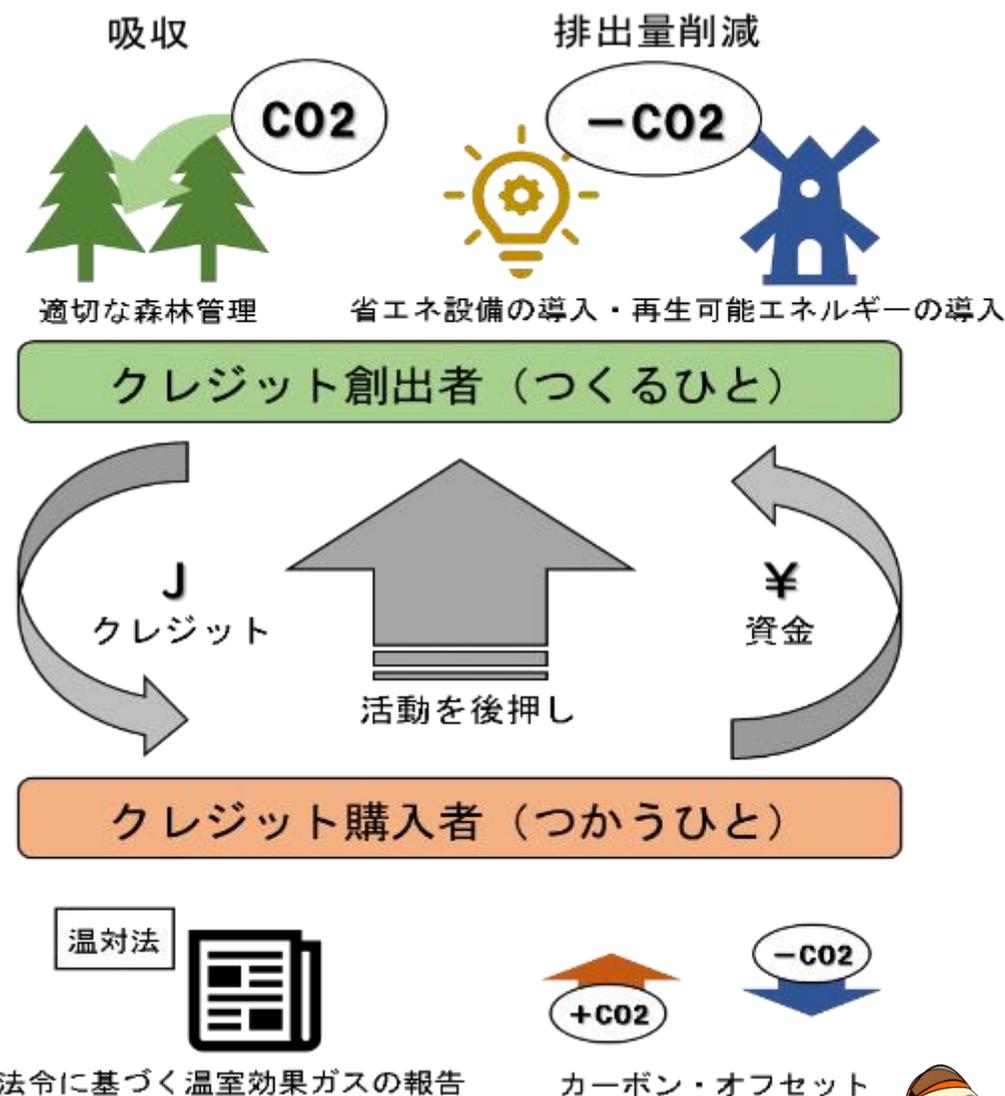


J-クレジットについて（森林管理プロジェクト）

➤ J-クレジット制度とは、CO₂等の温室効果ガスの排出削減量（省エネルギー、再生可能エネルギー）や吸収量（森林吸収）を、「クレジット」として国が認証する制度のことをいいます。J-クレジットのうち、森林由来クレジットとは、間伐などの森林の適切な管理を行うことによるCO₂吸収量をクレジットとして認証されたものです。

➤ 認証された「クレジット」は、購入することで、温対法※の報告における排出係数の調整やカーボン・オフセットなど、さまざまな用途に活用できます。また、クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、間伐などの森林整備といった、さらなるCO₂等の排出吸収の取組や、地域活性化等に活かすことができます。

※地球温暖化対策の推進に関する法律



J-クレジット制度ホームページ「J-クレジット制度について」を元に作成



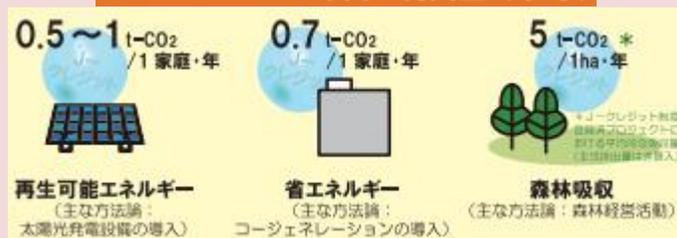
J-クレジットのメリット

クレジット創出者

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※ クレジット創出者は、クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため。創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなります。

J-クレジットの1年間の創出量（参考）



クレジット購入者

- ① 法律に基づく、排出削減に係る報告※に活用
※ 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「調整後温室効果ガス排出量」（事業活動にともない排出する温室効果ガスの量と努力により削減した量を報告するもの）の報告等
- ② カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等
- ③ GXリーグにおける排出量実績の報告
※ カーボンニュートラルの移行に向けた挑戦を行い、国際ビジネスで勝てる企業群が、GXを牽引する枠組み（国内のCO2排出量の5割超を占める企業群が参画）
- ④ SHIFT事業※の削減目標達成への利用
※ 脱炭素化促進計画に基づき高効率機器の導入や燃料転換を実施することもよるCO2排出量の削減に対し補助金を交付する環境省の事業
- ⑤ 経団連カーボンニュートラル行動計画※の目標達成
※ 自主的に経団連傘下の各業界団体が定めた温室効果ガス削減目標を実現するために作成する計画



J-クレジットの活用方法

<国内の法制度への報告>

温対法

温対法の調整後温室効果ガス排出量や、調整後排出係数の報告に利用可能です



省エネ法

省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に利用可能です



<海外イニシアチブへの報告 (CDP)>



再エネ発電由来のJ-クレジットは
CDP質問書に再エネ調達量として報告できます



<企業の自主的な取組み>

どうしても出てしまうCO₂の分、



<海外イニシアチブへの報告 (RE100)>



再エネ発電由来のJ-クレジットは
RE100達成のために再エネ調達量として報告できます



出典：J-クレジット制度ホームページ (<https://japancredit.go.jp/>)

- J-クレジットは、温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賅うことができない部分をカバーすることができます。国内の法制度（温対法、省エネ法）の報告、海外イニシアチブ（CDP、RE100）への報告、企業の自主的な取組み等、様々な用途への活用が可能です。
- なお、森林吸収由来のクレジットは、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの推進などを目的としている省エネ法や海外イニシアチブへの報告には活用できません。



クレジット種別による活用先一覧

	再生可能 エネルギー (電力) 由来クレジット	再生可能 エネルギー (熱) 由来クレジット	省エネルギー 由来クレジット	森林吸収 由来クレジット	工業プロセス、 農業、廃棄物 由来クレジット
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
省エネ法での報告 (定期報告における非化石エネルギー 使用量の報告)	○※1	○※1	△※1※2	×	×
カーボン・オフセットでの活用	○	○	○	○	○
GXリーグにおける排出量実績の報告	○	○	○	○	○
CDP質問書での報告	○※1※3	○※1※4	×	×	×
SBTでの報告	○※1※3	○※1※4	×	×	×
RE100での報告	○※1※3※6	×	×	×	×
SHIFT事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル行動計画 の目標達成	△※7	△※7	△※7	○	△※7

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なります。

※2 EN-S-019、EN-S-043、EN-S-044の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来J-クレジット（非化石エネルギーを活用するものに限る）のみ利用可。

※3 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告することができます。

※4 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告することができます。

※5 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能です。

※6 RE100の基準改定に関する詳細はRE100のHPをご参照ください（<https://www.there100.org/>）。

※7 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外です。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能です。



J-クレジットの活用事例

(事例1) 道の駅のお買い物でカーボン・オフセット

- 寄付金を上乗せして商品を販売し、集まった寄付金を原資に森林吸収由来クレジットを購入することで、道の駅の電力使用にともなうCO2排出量をカーボン・オフセットしています。



(事例2) 生物多様性教育イベント

- 森林吸収由来クレジットを購入して、生物多様性教育イベントの開催に伴うCO2排出量を0にしています。



(事例3) 環境貢献型商品（はんだ）の製造

- 「はんだ」の製造にともなうCO2排出量を、購入したクレジットでカーボン・オフセットし、環境貢献型商品として販売しています。



J-クレジットの取引に係る税務上の取り扱い

- J-クレジット制度に基づいて発行されるクレジットの法人税及び消費税の取扱いについては、以下のとおりとなります。
- 法人税については、クレジットを購入し、当該クレジットをJ-クレジット登録簿における同法人の保有口座から無効化口座に移転する場合には、当該クレジットが無効化口座に記録された日（当該J-クレジットの無効化口座への移転が完了した日）を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金の額として損金の額に算入することができます。
- 消費税については、内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となりますが、内国法人による他の内国法人からのクレジットの購入については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。

【参考】

- 国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/100326/>
- オフセット・クレジット（J-VER）の取引に係る税務上の取扱いについて
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/121019/>

出典：J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）一部改変



クレジットの取引価格について

▶ 取引の対象となるクレジットは、大きく分けて以下の2種類に分けられます。

<削減系>

分類	主な方法論	生物多様性	水源涵養	参考単価 (※1)
再エネ	太陽光パネルの設置等	—	—	5,610円/トン
省エネ	照明・空調の更新等	—	—	5,190円/トン
農業	水稻栽培中干延長等	△	△	5,374円/トン

<吸収系>

分類	主な方法論	生物多様性	水源涵養	参考単価 (※1)
森林	森林経営活動・再造林等	○	○	5,000円/トン
農業	バイオ炭・土壌炭素貯留等	○	△	40,000円/トン

(※1) 東京証券取引所HPの2026年1月5日の価格。なお、令和5年10月から令和8年1月までの売買状況によると、森林吸収由来のクレジット価格の平均は1 t-CO₂(※2)あたり5,584円、省エネルギー(2,899円)、再生可能エネルギー(電力：4,648円、熱：3,747円)。

(※2) 1 t-CO₂は、1 tのCO₂を相殺することができるクレジットの量の単位

○ 温室効果額の削減効果が同じであれば、買う側の視点から見ると、価格が安い方を選ぶと思います。

→ 森林吸収由来のクレジットの価格は、何故高いのでしょうか？

→ それでも、森林吸収由来クレジットを選ぶメリットはあります！



各由来のクレジットについて

<省エネルギー由来のクレジット>

- 効率の良いボイラー、ヒートポンプ、空調設備、照明設備などを導入または更新することにより低減された、温室効果ガス排出量をクレジットとして認証されるものです。
- 年間1000トンの温室効果ガスであるCO₂を排出するボイラーを使用している工場が、効率のよい新しいボイラーを導入（→省エネルギー活動）したことで、化石燃料の使用量が減り、年間CO₂排出量が600トンになった場合、削減された400トンがクレジットとして認証されます。

<再生可能エネルギー由来のクレジット>

- 太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマスボイラーの導入等により、化石燃料を再生可能エネルギーに代替した分がクレジットとして認証されるものです。
- 工場において電力をすべてCO₂を多く排出する火力発電で賄っていて、年間1000トンのCO₂を排出しているが、太陽光発電設備を導入して、電力の一部を太陽光由来に変えることで、排出量が年間300トンになった場合、削減された700トンがクレジットとして認証されます。

<森林吸収由来のクレジット>

- 森林経営計画が作成され、同計画に基づく間伐などの施業が適切に行われている森林において、CO₂を吸収した量がクレジットとして認証されるものです。
- 森林経営計画が作成され、計画的に間伐が行われている森林の幹材積成長量（樹種、林齢、地位で変わる）から計算された吸収量がクレジットとして認証されます。



森林吸収由来クレジットについて

- ▶ 森林を構成する木や草は、成長する限りCO₂を吸収しますが、どんな森林でもクレジットが認証されるわけではありません。
 - クレジットはCO₂削減にかかる有価物として取引されるので、特に森林吸収クレジットは、将来における炭素固定の維持（→永続性）を担保する必要があります。（クレジットが認証された森林が、開発などにより森林でなくなったらCO₂の吸収がされない）
 - そのため、森林経営計画が作成され、計画に基づく間伐などの施業が行われている森林（→適正に管理されている森林）がクレジット認証の対象となります。
- ▶ 森林吸収由来のクレジットの認証を受ける場合、以下の対応が必要となるため、認証や認証後の森林の管理にかかるコストは、省エネルギーや再生可能エネルギー由来よりも多くかかります。
 - ① 認証対象期間後も、10年間は森林経営計画を作成し計画的に間伐などの施業を行う必要がある
 - 間伐などの施業は、主伐ではないので基本的に利益は出ません
 - ② 吸収量の算定に必要な幹材積成長量を求めるため、地位のモニタリングが必要となる
 - 林相（→樹種及び植栽年度が同じ区域のこと）ごとにモニタリングプロットを設定し調査する必要があります。
 - 航空レーザーデータにより地位を特定する方法もありますが、データの解析は専門業者に委託する必要があります、コストがかかります。



府有林J-クレジット創出事業の概要

▶ 令和6年度から、府有林（約7,000ha）を対象としたJ-クレジットの創出（クレジットの発行と販売）に取り組んでいます。

※令和6年度中にプロジェクト登録済み

- 府有林におけるCO2吸収量を算定し、J-クレジットの認証を受け発行されたクレジットを、販売することで、府有林整備を促進します。
- 府有林のクレジットは、府域におけるCO2の削減（カーボン・オフセット）を一層進めるため、府内の企業を中心に販売していくこととしています。
- 府有林のクレジットを購入することで、CO2削減目標の達成や、環境貢献型商品の販売などに加え、京都の森林の整備を応援していることをPRすることができます。
- 令和7年度に京都府が販売するクレジット量（見込み）は、約8千t-co2です。
（国の認証委員会の承認時にクレジットの量が確定）
- クレジットの販売価格は、直近の東京証券取引所における森林由来クレジットの基準値段を参考とします。



再造林の状況



間伐材の搬出

府有林J-クレジット創出事業のスケジュール

時期	実施内容
令和5年12月	共同創出者の公募、決定
令和6年2月	共同創出者と協定を締結
この間	施業履歴の整理、プロジェクト計画書作成
令和6年10月	審査機関によるプロジェクト計画書の審査
令和6年11月	国にプロジェクト登録について申請
この間	航空レーザーデータ解析による地位の算定、モニタリング報告書作成
令和7年9月	審査機関によるモニタリング報告書の検証
令和7年10月	国にクレジット認証・発行について申請（令和6年度分）
令和7年12月	国の認証委員会（クレジット発行日：令和8年1月22日）
令和8年2月以降	（クレジットが発行され次第）発行されたクレジットの販売
以降（令和14年度まで）	モニタリング報告書作成～クレジット認証・発行申請、販売 を毎年繰り返す



府有林クレジットの購入メリット

- 省エネルギー由来や再生可能エネルギー由来のクレジットは、CO2の「削減量」であり、CO2が除去されるものではありません。
- 森林吸収由来のクレジットは、唯一CO2の「吸収量」がクレジットとして発行されるもので、カーボンニュートラルの実現には、森林吸収由来のクレジットがより多く活用されることが重要と考えます。
- 森林吸収由来クレジットの購入は、森林整備の支援に繋がります。⇒京都の森林が豊かになります！
- 府有林の整備は、森林経営計画に基づき長期にわたり継続して行いますので、クレジットも継続して毎年販売します。

※ クレジットを御購入いただきましたら、京都府HPに掲載させていただきます（御希望がある場合）。

⇒ カーボン・オフセットへの積極的な取組は、SDGs達成に向けた貢献として対外的なアピールができ、企業ブランド価値の向上に繋がります。

⇒ 皆様の事業活動に、カーボン・オフセットを取り込み、森林整備の支援につながる森林由来クレジットの御活用を御検討ください！



整備された森林（間伐が実施された森林）

（府有林J-クレジットの販売に関するお問い合わせ先）

京都府農林水産部林業振興課 森林政策・流通係 075-414-5016
林業活性化係 075-414-5006

Mail : ringyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

※件名に「府有林クレジット」と記載してください

